

一般社団法人 JA 共済総合研究所定款

一般社団法人 J A 共済総合研究所定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 J A 共済総合研究所（以下「研究所」という。）と称し、英文では J A Kyosai Research Institute 略称 J K R I と表示する。

(事務所)

第2条 研究所は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 研究所は、農山漁村地域における住民の生命・財産の保障、事故予防及び経済等に関する調査研究活動、教育研修活動等を実施することにより、農山漁村地域における住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農山漁村地域における生活の安定及び福祉の向上に関する調査研究
 - (2) 農山漁村地域における生活の安定及び福祉の向上に関する教育・広報活動
 - (3) 農山漁村地域における共済事業等に関する調査研究及び教育・広報活動
 - (4) 第1号から第3号に掲げる事業にかかる受託等
 - (5) その他研究所の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 研究所に次の会員を置く。

- (1) 正会員 研究所の目的と合致する事業を全国を対象として実施している団体で次の各号に該当するもの

- (イ) 農業協同組合法（以下「農協法」という。）第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合連合会
 - (ロ) 農協法以外の法律により設立された農林漁業に係る協同組織体であつて、農協法第10条第1項第10号の事業と同種の事業を行う法人
 - (ハ) その他農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっている法人
- (2) 賛助会員 研究所の目的に賛同する個人又は団体
- 2 前項で定める正会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 研究所の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 研究所の活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 研究所は、正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 研究所の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 研究所は、賛助会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議によって当該賛助会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。
- (4) 破産開始決定を受けたとき。

(会員規程)

第11条 会員に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める会員規程による。

第4章 総 会

(構成)

第12条 研究所の総会は、通常総会及び臨時総会とし、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 会費及び賛助会費の額並びにその徴収方法の決定又は変更
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及びその他研究所の運営に関する重要な事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、正会員の全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、

総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (5) 解散
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第19条 総会に出席できない正会員は、書面又は電磁的方法により決議し、又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録は、議長及び出席正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印する。

3 やむを得ない理由により、前項の署名又は記名押印が困難な場合には、議長及び出席した理事長が議事録に署名又は記名押印する。

(総会運営規則)

第21条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第5章 役 員 等

(役員の設置)

第22条 研究所に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を専務理事とし、必要に応じ副理事長及び常務理事各1名を選任することができる。

4 第2項の理事長及び第3項の副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 理事のうち、同一の親族(配偶者又は3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者が占める割合は、それぞれ理事総数の3分の1を超えてはならない。また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事総数の2分の1を超えてはならない。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、研究所を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐して研究所の業務を執行し、専務理事および常務理事は理事会において別に定めるところにより、研究所の業務を分担執行する。

- 3 理事長に事故があり職務を遂行できないときは、その間、副理事長はその職務を代行し、専務理事は副理事長の職務を補佐する。
- 4 理事長が欠けたときは、第34条第2項により速やかに理事会を開催し、理事長を選定する。
- 5 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、研究所の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第26条** 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 2 補欠により選任された理事又は監事の任期、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第27条** 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第28条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事については、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

- 第29条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること。その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第37条に定める理事会運営規則によるものとする。

(役員の損害賠償責任の一部免除)

第30条 研究所は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条第1項に定める役員の責任を、法令の限度内において免除することができる。

(顧問および参与)

第31条 研究所に任意の機関として顧問及び参与各3名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、学識経験者のうちから理事長が任命し、研究所運営の重要事項について、理事長の諮問に応ずる。
- 3 参与は、理事長が任命し、研究所の事業について、理事長の相談に応ずる。
- 4 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、常勤の顧問及び参与に対しては、報酬等を支給することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第32条 研究所に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第33条 理事会は、法令又はこの定款において別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 研究所の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、出席した理事長、副理事長、理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名以上及び監事が署名又は記名押印する。

3 やむを得ない理由により、前項の署名又は記名押印が困難な場合には、出席した理事及び監事が議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第38条 理事長は、研究所の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるとときは、理事会の決議を経た上で、任意の機関として専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者のうちから理事長が任命する。

3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第8章 事務局等

(事務局及び職員)

第39条 研究所の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(資産の構成)

第41条 研究所の資産を分けて、基本財産及び基本財産以外の財産とする。

- 2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、研究所の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の決議を受けて、その全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第42条 研究所の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第43条 研究所の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 研究所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剩余金分配の禁止)

第45条 研究所は、剩余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 研究所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 研究所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 研究所の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本農業新聞に掲載する。

第12章 補 則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、研究所の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 研究所の最初の理事長は 今尾和實 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。